

令和3年度の取組について

令和2年12月18日開催 令和2年度 第2回 東京都保険者協議会等 資料より

(1) 令和3年度における東京都保険者協議会の取組について(案)

1 促進月間を活用した広報活動の実施【継続実施】

① 促進月間の設定と共同の広報活動

- ・ 東京都保険者協議会として、禁煙週間（5月下旬～）、健康増進普及月間（9月）、乳がん月間（10月）、糖尿病予防月間（11月）及び後発医薬品使用促進月間（2月）を設定し、月間中に保険者は共同で被保険者向けに集中した啓発を行う。
- ・ 啓発資材は、厚労省、東京都等が作成したポスター・リーフレットを活用する。

② 都及び東振協が実施するイベント等（大腸がんウォーク等）への後援及び参加者への啓発実施

※コロナ禍の影響により、イベントが中止した場合には、保険者協議会の取組も中止

2 保険者間の情報共有【継続実施】

① 保険者協議会HPを活用した情報提供

- ・ 各保険者間での取組の情報共有や、保健・医療に関する有益な情報を容易に収集するため、保険者協議会ホームページに構成団体や保健医療関連団体のWebサイトのリンクを張る。
感染症予防について通年で情報提供を行うほか、歯の健康について国の週間（6月4日から6月10日）にあわせて情報提供を行う。

② 保険者向け機関紙への記事掲載

- ・ 東京都国保連合会及び健康保険組合連合会東京連合会の機関紙等に保険者協議会の取組内容の記事掲載を依頼する。

3 研修会の実施【継続実施】

特定保健指導などの保健事業等について、担当者の資質を向上するため、プログラム研修会（初級編、中・上級編、専門職編）、保健事業に関する研修会、データ分析に関する研修会を実施

※コロナ禍の影響により、予算の範囲内でライブ配信、動画配信、集合研修など、開催形式を調整

4 保険者の取組事例の構造化【新規実施】

特定健康診査、特定保健指導、糖尿病性腎症重症化予防、後発医薬品などの分野における保険者の取組を構造化して横展開

(2) 保険者の取組事例の構造化(案)

1 取組内容(案)

○特定健康診査・特定保健指導の実態に関する調査報告書から見た課題

保険者共通の課題として、以下が多くみられた。

特定健康診査： 経年未受診者への対策、被扶養者への対策など

特定保健指導： リピーター対策、脱落者対策 など



○令和3年度の取組

保険者共通の課題等に対して、先進的な取組をされている保険者の事例を、各保険者が自保険者に置き換えて活用しやすいよう、アプローチの工夫や体制など、暗黙知となっている部分をヒアリングにより構造化して横展開を行う。

令和3年度予算:約300万円
※適宜、学識経験者の助言を反映

・取組分野

特定健康診査、特定保健指導のほか、多くの保険者で取組を行っている糖尿病性腎症重症化予防、後発医薬品使用促進について実施する。(毎年、各取組3~5保険者)

・対象保険者や構造化内容の検討方法

上記報告書やデータを活用した保健事業の取組事例集(H30)等を参考に、特定健康診査等は保健活動部会で、糖尿病性腎症重症化予防及び後発医薬品使用促進はデータ分析部会で検討する。



2 スケジュール(案)

	令和2年	令和3年				令和4年
	12月	1月~3月	4月~6月	7月~9月	10月~12月	1月~3月
保険者協議会	12月 取組案を協議	2月 3年度事業計画議決		7月 検討結果報告	12月 構造化結果報告	
取組			対象保険者、構造化内容検討	ヒアリング、構造化 ※完了後、随時HP掲載		構造化事例とりまとめ

○構造化とは

保険者が特定健診などの保健事業をどのような方法・実施体制で行うと、実施率向上や健康課題の解決につながるかを明確にする目的で、保険者の健康課題や、健康課題を解決するための方法及び実施体制の工夫を同じ様式に整理し、見える化すること。

保険者によって規模や地域資源、職場環境、健康課題が異なり、効果的な保健事業等も複数あるため、それぞれをパターン化することで、保険者が自地域・自職場に適した取組事例を見つけることができるようにする。



保険者の取組事例の横展開イメージ

①健康課題

③課題解決の目標

④対象

②背景

⑤アプローチの工夫

⑥体制

ヒアリングにより
構造化

保険者の活用イメージ

各保険者が取組の参考にする。

A被用者保険

B被用者保険

C国保(大規模保険者)

D国保(小～中規模保険者)



構造化した取組事例

被用者保険の事例

被用者保険の事例

国保(大規模保険者)の事例

国保(小～中規模保険者)の事例